

## 世界に勝つものづくりのコツ

第 10 回

中小企業の海外展開を強力にバックアップする「広域首都圏輸出製品技術支援センター (MTEP)」。ここでは、MTEPの専門相談員がよくある質問やサポート内容、海外展開のコツをご紹介します。

## 法律の行間を読む力が求められる 化学物質規制への対応

まつ うち てつ や  
**松浦 徹也** 専門相談員

火曜日担当  
専門: RoHS、REACH



### プロフィール

日本電子(株)を経て、現在、松浦技術士事務所を開設し、(一社)産業環境管理協会、(一社)首都圏産業活性化協会、(一社)東京環境経営研究所を母体として中小企業の経営課題の解決支援を行っている。

海外化学物質規制法 (RoHS・REACH・CEマーキング等) の対応支援や国内中小企業施策の活用支援を専門としている。

### ▶ 法律文だけではわからない規制の実態

現在、日本はもちろん、各国で工業製品に対して化学物質を規制する法律がつけられています。製品を流通させ、販売するには、それぞれの国の規制に適合させなければなりません。私がMTEPで受ける相談は、「この製品が目的の国で販売できるかどうかを知りたい」というものがほとんどです。

規制の内容だけを見れば欧米もアジアもあまり変わりません。しかし、規制は国や地域によって考え方や運用の仕方が少しずつ異なっています。そのような違いは、法律文として直接書かれていないことがほとんどです。化学物質規制に対応していくためには、法律に書かれていない行間を読み解く力が求められます。

### ▶ 行間を読むのに慣れていない日本人

日本の企業は、法律に書かれてあることはしっかりと守りますが、行間を読むことには慣れていません。そのため、法律に書かれていないことにはどう対応して良いかわからなくなることがあります。製品を輸出したい国が複数

ある場合、それぞれの国へ個別に対応しなければならないと思ってしまうがちです。実際、それぞれの国の基準をクリアしないと製品を販売することはできませんが、法律に書いてあるかどうかだけを基準に対策を取ると、大切なことを見落としてしまう可能性もあります。

### ▶ 化学物質規制の本質がわかる二つの文書

それぞれの国の化学物質規制の行間を知るにはどうしたら良いでしょうか。まずは、その国の文化や歴史的な背景を知ることです。そして、1992年のリオ・デ・ジャネイロ・サミットで取りまとめられた「アジェンダ 21」と2002年のヨハネスブルグ・サミットで採択された「ヨハネスブルグ実施計画」を学ぶことが有効です。

この二つの文書は、世界各国の化学物質規制のもとになっているので、国を越えた化学物質規制の本質をつかむことができます。この二つの文書を学ぶことで、法律がいわんとしていることがわかってきますし、法律が改正されてもそれほど困らなくなります。これは一見、遠回りに見えるかもしれませんが、長いスパンで考えれば、一番効率的だと思います。

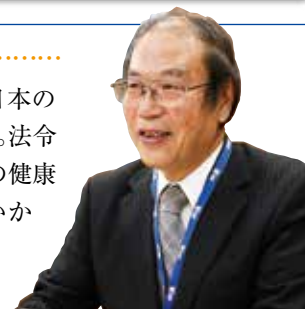
### ▶ 事例紹介

最終製品をつくるセットメーカーは大手企業が多いですが、そこに部品を供給する部品加工メーカーの大半は中小企業です。部品加工メーカーは、化学物質規制に直接対応することは求められませんが、セットメーカーを通じて有害物質を混入していないという証拠や根拠を求められます。

私が受けた相談の中に、有害物質が含有していないことを確認していないドライバーで製品を組み立てると、製品に有害物質が付着することが想定されるので、有害物質が混入していないことを証明するよう求められたケースがありました。その際は、一般常識としてドライバーから有害物質が混入するリスクはないと記した書面を私が書いて、相談者がセットメーカーの担当者にその書面を見せて納得してもらったということがあります。万が一ではなく、万が一の対応をしている事例です。

### 【中小企業の皆さまへ】

ビジネスの世界では、コンプライアンスという言葉が日常的に聞かれるようになりました。日本の場合は「法令遵守」と訳されていることが多く、法令を守ることにのみ焦点が当てられています。法令遵守は大切なことですが、これは企業が果たす責任の必要最小限のものです。大切なお客様の健康や地球環境を守ることはお客様の要望でもあります。それを実現するためにどうしたら良いかを考えて行動することが、結果としてコンプライアンスを実現し、企業価値を高めることにもなると思います。



お問い合わせ 輸出製品技術支援センター<本部> TEL 03-5530-2126